

## 加飾技術研究会 定款

2008年10月1日

改訂 2011年2月15日

改訂 2011年2月20日

## 総則

## 第1条(名称)

本会は、加飾技術研究会と称する。

## 第2条(事務所)

本会は、事務所を 東京都港区西新橋1-17-7 第一稲垣ビル3F平野技術士事務所内 に置く。

## 目的及び事業

## 第3条(加飾の定義)

本会にて加飾とは、物品等に関して、“装飾”、“機能”、“デザイン”、“手触り”、“好ましい見た目”などの価値を構築し、付与することをいう。一般的には以下のような例示を参考に示す。塗装、メッキ、蒸着、コーティング、印刷、など。

## 第4条(目的)

本会は、“加飾”技術の調査、研究および開発等を行い、その応用と事業展開を支援することにより、加飾技術と関連する市場の発展に寄与することを目的とする。

## 第5条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 研究会、発表会の開催
- (2) 加飾技術の調査、研究、開発、マーケット調査研究等
- (3) 会誌等の発行
- (4) 加飾技術の調査・研究・開発に対する支援
- (5) 会員相互の連絡と連携、および懇親の深化
- (6) その他、前条を達成するために必要な事業

## 会員と資格

## 第6条(会員)

本会には次の種別の会員をおく。

- (1) 個人正会員(入会金10000円、会費8000円)
- (2) 法人正会員(入会金30000円、会費20000円)
- (3) 学生会員(入会金無し、会費4000円)

## 第7条(入会)

会員になろうとするものは、本会事務局に所定の情

報を記載した入会届を提出、受理の確認の後、所定の費用(入会金、初年度会費)を納入する。入会は、理事会の承認をもって成立し、入会を申し込んだ者は会員となる。

## 第8条(正会員の権利)

正会員は、以下の権利を有する。

- (1) 本会総会における議決権(口数に比例する)
- (2) 会誌の配布を受ける
- (3) 本会主催の研究会等に参加できる
- (4) 本会にて実施した研究開発調査等の成果を共有することができる
- (5) 本会に関する事項について理事会に対し意見を述べるができる
- (6) その他理事会で決議した事項

## 第9条(学生会員の権利)

学生会員は、以下の権利を有する。

- (1) 会誌の配布を受ける
- (2) 本会主催の研究会等に参加できる
- (3) 本会にて実施した研究開発調査等の成果を共有することができる
- (4) その他理事会で決議した事項

## 第10条(会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を失う。

- (1) 退会した場合
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である法人または団体等が解散したとき
- (4) 除名

## 第11条(退会)

会員で退会しようとする者は、会費を完納した後、退会届を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

## 第12条(除名)

会員が以下のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て除名となる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき
- (2) 本会の会員としてふさわしくないと判断されたとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき

## 役員及び職員等

### 第13条(種別)

本会には以下の役員、職員等をおくことができる。

- (1)理事(3名以上7名以下)
- (2)職員

### 第14条(理事, 理事会および代表理事)

本会理事会は, 本会会員から選任される理事と, 理事の互選により選任される代表理事により構成される。

### 第15条(会長)

本会は理事の互選により会長を選任する。会長は本会を代表し, 本会の活動を指導する。

### 第16条(事務局)

本会の事務処理を行うため事務局をおく。事務局の職員等は代表理事が任免する。また, 職員は有給とすることができる。

## 会議

### 第17条(理事会)

理事会は代表理事もしくは理事の2人以上の要請により必要に応じて開催されるものとする。

理事会は理事の半数以上の出席により成立し, 出席理事の過半数をもって決するものとする。

### 第18条(理事会の決議)

理事会は本会の意思を決定する。また, その決定は総会にて報告し, 承認を求めなければならない。なお, 理事会は正会員の意見を参考にして本会の意思決定を行わなければならない。

### 第18条(総会の決議)

通常総会は事業年度の終了後2ヶ月以内に開催され, 該当年度の事業内容, 決算, 次年度予算, 次年度事業計画等, 人事の承認, および理事会にて必要と認めた事項について議決を行う。

### 第19条(総会の開催)

総会は代表理事もしくは理事の2人以上の要請により開催されるものとし, 必要に応じ臨時に開催することができる。

## 会計等

### 第20条(事業年度)

本会の事業年度は, 4月1日に始まり, 翌年の3月31日に終わる。

### 第21条(決済金融機関および口座)

本会の決済口座は以下のゆうちょ銀行口座とする。

ゆうちょ銀行

総合口座, 10320-49407171

口座名義 加飾技術研究会(カシヨクギジュツケンキユウカイ)

【以下は, 他金融機関からの振込情報】

店名〇三八(ゼロサンハチ)店番038(普)4940717

## その他

### 第22条(定款の改定)

本会の定款は, 理事会の4分の3を超える賛成により承認され, 総会の議決を要する。

以上

本定款は2008年10月1日から施行する。

改訂

金融機関口座情報を追記(2011年2月15日)

会員種別を変更(2011年2月20)